

「佐井村むらづくり基本条例」制定に向け、 第1回検討委員会が開催されました。

平成19年2月1日(木)役場第2委員会室において、「第1回佐井村むらづくり基本条例案検討委員会」が開催されました。

「佐井村むらづくり基本条例」とは、一般的には「自治基本条例」と言われるもので、住民・民間団体・議会・行政がそれぞれの役割を明確にし、それぞれが協働したむらづくりを強力に進め、佐井村の自治の確立を目指すために制定するものです。

通常、条例は行政が条例案を作成→議会へ提案→議会で可決→制定となりますが、「むらづくり基本条例」は行政が作るのではなく、検討会を立ち上げ、作成の段階から住民の方に参加していただき、住民と行政とで作り上げる形となります。

第1回検討委員会では、村長から委員及びオブザーバーへ委嘱状及び辞令の交付が行われ、会長に岡本良夫さん、副会長に島野慶司さんが選任されました。

その後、事務局から今後のスケジュール、条例素案等が説明され、質疑等では委員及びオブザーバーからたくさん質問、意見が出されました。

次回からは、条例の詳細について本格的に検討していくこととなりますが、今後のスケジュールは下記のとおりです。委員会の内容については、今後も広報等でお知らせしますが、住民説明会や条例素案の縦覧なども予定していますので、村民のみなさんの積極的なご意見を期待しています。

※自治基本条例とは……

むらづくりの基本原理や行政の基本ルールなどを定めた、自治体の最高法規です。条例では、住民をむらづくりの主役に据え、住民参加のしくみや、住民の権利・責任を定めているのが特徴で、条例という形で法的根拠を持たせるものです。

2001年全国で初めて制定し有名になったのが北海道ニセコ町で、県内では八戸市、旧倉石村が制定しています。地方分権が進むにつれ、「自立した自治体を目指そうとしている自治体」がこの条例を制定しており、全国的に広がっていくものと見通されています。



【条例制定までのスケジュール】

- | | |
|------|-------------------|
| 2月下旬 | 第2回検討委員会 |
| 3月中旬 | 第3回検討委員会 |
| 4月中旬 | 第4回検討委員会 |
| 5月上旬 | 条例案の縦覧・意見募集 |
| 中旬 | 住民説明会(各地区) |
| 下旬 | 第5回検討委員会 |
| 6月中旬 | 村議会6月定例会に条例案を提出予定 |



佐井村むらづくり基本条例案検討委員及びオブザーバーの紹介

○委員

会長	岡本良夫さん
副会長	島野慶司さん
委員	山本高野さん
	内田誠一さん
	和田さとみさん
	宮川徳之さん
	松谷比呂志さん
	石塚育子さん
	船越一孝さん
	瀬原富貴子さん

○委員会オブザーバー(村職員)

総務課	佐々木一志
産業建設課	東出尚哉
教育委員会	山本尚樹
住民福祉課	宮澤淳
行財政改革室	東出隆広

○事務局

役場行財政改革室
TEL: 38-2111
FAX: 38-2492
e-mail: si-kikaku@sai.e-shimokita.jp

会長 岡本良夫さんから一言

村民参画のもと、知恵と力を合わせ、地域の特性や資源を活用した創造的な地域づくりが求められています。

委員会では、みなさんからの積極的なご意見をお待ちしています。